

中小企業の皆さん、ご存知でしたか？

企業立地奨励条例による『立地奨励金・雇用奨励金』

町では、産業の振興と雇用の拡大を図り、町民生活の安定向上に資することを目的に、固定資産の取得価額が一定以上の企業者に対し、立地奨励金・雇用奨励金を交付します。

(以下に該当する場合は問い合わせください。)

◇立地奨励金 町内に事業所の新設、増設または移設を行った中小企業者の方で、立地に係る固定資産の取得価額が1000万円以上である場合に最長で5年間の固定資産税相当額を交付します。(ただし、納期内の完納がなかった場合は、交付額から納期内の完納がなかった固定資産税相当額を控除します。)

◇雇用奨励金 投下固定資産の取得価額が一定以上で、かつ、営業開始日において地元従業員が規定人数以上である場合に、営業開始日後3年において引き続き1年以上雇用している地元従業員1人につき10万円を交付します。(ただし、事業所の新設、増設、移設によって条件が異なりますので、詳しくは下記に問い合わせください。また、既に交付した雇用奨励金に係る地元従業員の人数は控除します。)

◇申請方法 最初に指定企業者の登録のため、指定企業者申請書を提出していただきます。指定を受けた後、次の期間内に交付申請をしていただくことになります。

(1) 立地奨励金 交付対象期間内における各年度の固定資産税を完納した日から2月以内。

(2) 雇用奨励金 営業開始後1年を経過した日から2月以内(以降3年目まで同様)。

※対象となる事業や要件の確認、申請に必要な書類については問い合わせください。

(町ホームページから「指定企業者申請書」の様式をダウンロードすることができます。)

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

地方創生

南三陸町まち・ひと・しごと創生ワークショップを開催します

町では、震災からの復興に向け、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業など、住まいと賑わいの再生のための事業を進めています。一方で町の人口については、震災以前より減少が続いており、特に震災影響による人口流出は、大きな課題となっています。

日本全体の人口も増加から減少に転じ、このままでは加速度的に人口減少が進むことが予想されることから、活力ある社会の維持を目的として、本年から全国一斉に、まち・ひと・しごと創生、いわゆる「地方創生」への挑戦がスタートしました。

当町においても、復旧・復興から地方創生につなげ、将来にわたって南三陸町が持続可能なまちとして存続するために、目指すべき方向性と、それを実現するための施策の大纲である「総合戦略」を策定します。戦略の実現にあたっては、住民の皆さんと一緒に取り組んでいく必要があることから、地方創生に関するワークショップを開催いたします。

1回目は、将来の人口ビジョンを皆さんと共有し、町の課題や目指すべき方向性を一緒に検討していきます。皆さんの参加をお待ちしています。

まち・ひと・しごと創生 国の基本方針

- ① 地方における安定した雇用を創出する。
- ② 地方への新しいひとの流れをつくる。
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- ④ 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

- ◇日時 8月19日(水) 午後6時30分から
- ◇会場 役場2階大会議室
- ◇参加資格 当町に住民登録が無い場合でも、町内で就労されている方、移住をご検討いただいている方についてはどなたでも参加いただけます。

問い合わせ 企画課地方創生・官民連携推進室 ☎46-1371

起業化計画を募集します ～起業支援補助金制度～

「起業支援補助金」は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする方を支援する補助制度です。補助金の交付を受けようとする方は、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

募集への応募要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・町内に住所及び活動拠点を有する個人、団体または法人であること。
- ・フランチャイズチェーンに加盟していない方であること。
- ・町税等を滞納していない方であること。

補助対象事業

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・新たに開始する事業であること。(既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む。)
- ・地域の資源(人材、技術力、原材料等)を活用して行う事業で、地域課題の解決等、町の活性化に資すると認められる事業であること。
- ・継続が見込まれる事業であること。
- ・宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業でないこと。

補助対象経費

- ① 開業準備経費
 - ・起業に向けたマーケティング・リサーチ、研修、法人登記等に要する経費
- ② 施設設備費
 - ・事業所の整備工事費、設備・機械等の購入経費
 - ・土地、建物、設備・機械等の借入経費(対象期間は12カ月以内)
- ③ 運営経費(対象期間は12カ月以内)
 - ・技術導入経費、広告宣伝経費、その他運営に必要な経費

- ④ 雇用経費(対象期間は12カ月以内)
 - ・雇用者(雇用保険加入者に限る。)の件数(役員、家族を除く。)
- ※①～④のうち、他の補助制度から補助金等を受けたものがある場合は、その経費は除きます。

補助額

補助対象経費の2分の1以内の額

補助限度額

300万円

※開業準備経費及び施設設備費は200万円を上限とし、運営経費及び雇用経費は100万円を上限とします。

応募方法等

起業化計画書を提出していただき、町の起業化計画認定審査会において認定された事業に対して補助金を交付します。

◇起業化計画書提出期限 9月30日(水) 午後5時

◇起業化計画書提出先 産業振興課商工業立地推進係

※起業化計画の募集に応募した方には、起業化計画認定審査会に出席していただきます。審査会の日程等は、あらためて通知します。

※提出書類や不明な点については問い合わせください。(町ホームページから「起業化計画書」の様式をダウンロードすることができます。)

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

次期総合計画アンケートにご協力を

町では、平成28年度からスタートする新しい総合計画の策定を進めています。

この度、若年層(20～30歳代)の方の声を計画づくりに活かしていくため、町に対する印象、今後のまちづくり等に関するアンケート調査を実施します。

対象者の方へは、8月上旬に調査用紙を郵送いたしますので、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ 企画課政策調整第1係 ☎46-1371

国勢調査の回答方法が選べるようになりました



今回の国勢調査は、通常どおり紙の調査票による回答とインターネットによる回答、いずれかの方法から選べるようになりました。インターネット回答は紙の調査票に先行して、各世帯にIDとパスワードが配布され、パソコンやスマートフォンから回答期間中いつでもお好きな時間に回答できます。調査員に紙の調査票を見られたくない方はぜひインターネット回答をご活用ください。インターネットで回答されなかった世帯のみ、紙の調査票を配布して調査を行います。皆様のご協力をお願いします。



問い合わせ 企画課企画情報係 ☎46-1371